

業務名： 新港心頭（港町海岸）磁気探査業務委託（R2）

質問内容	<p>質疑-1 入札参加資格について</p> <p>2-(12)その他の条件に「しまたて協会の性能審査で証明済みの機器の所有が確認出来る者」とありますが、メーカー製作品であるフラックスゲート磁力計の場合は、しまたて協会の審査ではなくメーカーの検定となっております。</p> <p>フラックスゲート磁力計では資格要件を満たさないのでしょうか</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜の用紙を追加してください。</p>
------	--

受付印



質疑-1 入札参加資格について

2-(12)その他の条件「しまたて協会の性能審査で証明済みの機器の所有が確認出来る者」を公告文に明示していることの主旨として、磁気探査機器を保有していない者は、資格要件を満たさないことを前提としております。

ご質問のフラックスゲート磁力計については、自社保有かつ、メーカー検定の証明書を添付することで資格要件を満たしていると判断します。